

事業所内保育施設の閉園について（報告）



資料 6

1 概要

市内の事業所内保育事業者から、令和8年3月末をもって事業を廃止し、施設を閉園したい旨の申請がありました。
(児童福祉法第34条の15第7項)

廃止の理由や児童の受入れ計画、職員の状況等を審査し、承認したことをご報告します。

2 申請内容等

施設名	星ヶ丘保育園							
設置法人・代表者	公益財団法人星総合病院 理事長 星 北斗							
施設所在地	片平町字北三天7-3							
開所年月日	平成28（2016）年12月1日							
廃止の期日	令和 8（2026）年3月31日							
廃止の理由	公益財団法人星総合病院が運営する星ヶ丘病院及び介護老人保健施設オリオンに勤務する従業員の子を対象とした事業所内保育施設として運営してきたが、星ヶ丘病院の病棟縮小並びにオリオンの閉所に伴い需要が減少したため。							
令和8年1月1日現在の児童入所状況及び行き先	（単位：人）							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員
地域枠	1	2	1	0	0	0	4	7
従業員枠	0	1	2	0	1	4	8	20
計	1	3	3	0	1	4	12	27
	<ul style="list-style-type: none">・近隣保育施設や事業所内保育事業所へ転園希望：6名 （4月から転園可となる見込み）・小学校へ進学：4名・幼稚園へ入園：2名						} 在園児12名については、 全員の行き先が確保される見込み	

※職員9名（保育士7名、看護師1名、保育補助者1名）については、同一法人内の保育施設へ異動予定